



平成 29 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名	太 陽 誘 電 株 式 会 社
コ ー ド 番 号	6 9 7 6 東 証 一 部
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 登 坂 正 一
問 合 せ 先	取 締 役 常 務 執 行 役 員 経 営 企 画 本 部 長 増 山 津 二
T E L	(0 3) 3 8 3 2 - 0 1 0 1 (代)
U R L	http://www.ty-top.com/

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 29 年 5 月 24 日開催の当社取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 76 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) オフィス環境を整備しさらなる業務の効率化を図ることを目的として、本社事務所を移転することに伴い、現行定款第 3 条に定める本店の所在地を変更するものであります。
- (2) 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 2 条 (条文省略)	第 1 条～第 2 条 (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 3 条 当社は本店を東京都台東区に置く。	第 3 条 当社は本店を東京都中央区に置く。
第 4 条～第 27 条 (条文省略)	第 4 条～第 27 条 (現行どおり)
(選任方法)	(選任方法)
第 28 条 (条文省略)	第 28 条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
(新設)	<u>3 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
(新設)	<u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

<p>(任 期) 第 29 条 (条文省略) (新設)</p> <p>第 30 条～第 39 条 (条文省略)</p>	<p>(任 期) 第 29 条 (現行どおり)</p> <p><u>2 前条3項により選任された補欠監査 役が監査役に就任した場合の任期は、前 任者の残任期間とする。</u> <u>ただし、当該補欠監査役としての選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結の時 を超えることができないものとする。</u></p> <p>第 30 条～第 39 条 (現行どおり)</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 29 日 (予定)

以 上